

横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則（抜粋）

横浜市営住宅条例

（修繕費用の負担）

第26条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に規定するものを除き、本市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、本市が借り上げている市営住宅及び共同施設の修繕費用に関しては、市長が別に定める。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第27条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えその他規則で定める軽微な修繕に要する費用
- (2) 給水せん、点滅器その他規則で定める附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (4) し尿浄化槽の清掃に要する費用
- (5) 共同施設、エレベーター及び給水施設の使用、維持及び運営に要する費用

横浜市営住宅条例施行規則

（入居者の費用負担となる修繕）

第28条 条例第27条第1号及び第2号の規定により、入居者が費用を負担しなければならない規則で定める軽微な修繕及び附帯設備の構造上重要でない部分の修繕は、別表第2に定めるとおりとする。